

丹波市下水道事業の 受益者負担金・分担金制度のあり方について

R8.2.26

目次

- 前回の振り返り 1
- 区域外流入の受益者負担について 6
- 補助金制度について 9

■ 前回の振り返り

課題解決に向けた受益者負担のあり方

- 01** 地域間の負担の格差を解消し、**市内で統一した負担**とする。
現在の受益者負担金・分担金制度を、公共ます設置工事費相当額を算定基礎とする**工事負担金制度**とする。
- 02** 暫定条例、現行条例を廃止し、**新しい条例を制定**する。
- 03** **猶予地を廃止**し、管理事務等の負担を軽減する。

工事負担金額算定方法についての基本軸

- 01 地域間の負担の格差を解消し、**市内で統一した負担**
- 02 「工事負担金制度」の算定根拠は「**公共ます設置工事費**」
- 03 面積制の地域を考慮し、**現行制度から大きく乖離しない金額設定**
- 04 将来的な物価変動等に応じた**負担金額の見直し**

工事負担金額の方向性の決定

公共ます設置費の平均額 = 工事負担金（舗装本復旧費を除く）

公共ます設置費の過去3年の1件当たりの平均額392,130円を工事負担金額とする。（舗装本復旧費を含まない）

【各年度の件数と工事費の総額】

年 度	件 数	工事費総額
R4	66件	25,773,000円
R5	56件	22,792,000円
R6	54件	20,449,800円
合 計	176件	69,014,800円



公共ます設置費の平均額
(舗装本復旧費を含まない)



工事負担金 392,000円

$$69,014,800円 \div 176件 = 392,130円$$

- ・ 公共ます設置工事費は物価変動の影響を受けやすいことから、負担金額の見直しは必要
- ・ 制度の安定的な運営のため、頻繁な見直しは望ましくない

毎年度、公共ます設置工事費の過去3年の1件当たりの平均額を算定する。
当初決定した工事負担金を基準として、そこから**10%以上乖離**した時点で審議会に諮問する。

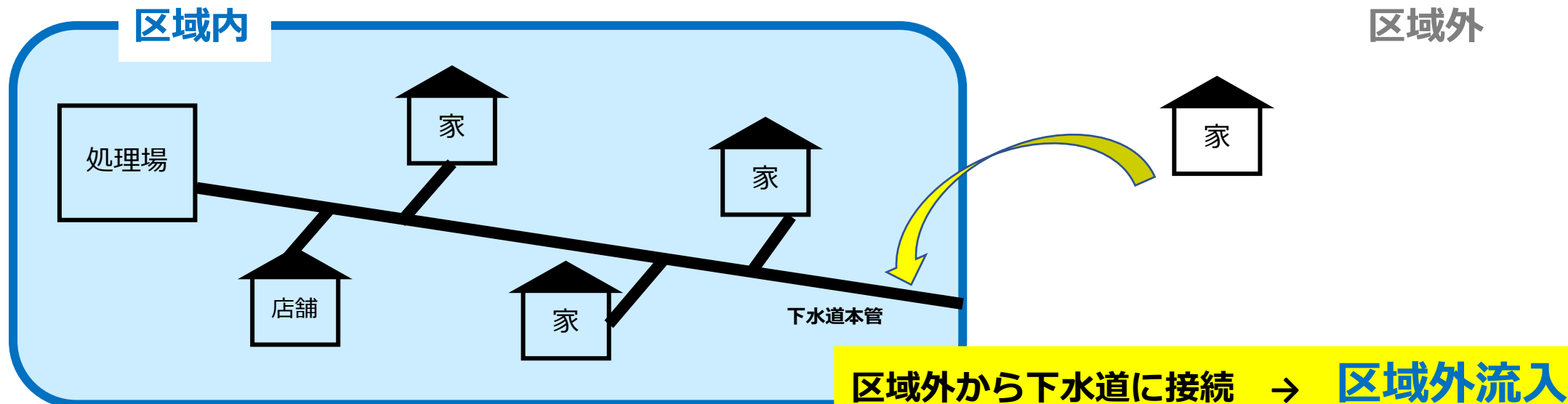


審議会は、工事負担金額の見直しが必要か否か、必要な場合はいくらが適当かを検討する。

■ 区域外流入の受益者負担について

区域内と区域外

【区域内・区域外とは】



	受益者負担金 分担金	工事費
区域内	要	市負担
区域外	要	個人負担

- ・区域内・区域外ともに、「下水道が整備されることによって利益を受ける」という考え方は同じであるため、受益者負担金・分担金を徴収している。
- ・工事費は、区域内は市の負担、**区域外は個人負担**とし、区域内と区域外で区別している。

区域外流入の受益者負担の考え方

区域内・区域外どちらであっても「下水道整備の利益を受ける」こととなるため、同じように負担すべき
しかし、区域外流入の場合、公共ますの設置は「個人負担」であるため、同じように「工事負担金」として扱うことは適当でない



- ・ 区域外の受益者負担を
「加入負担金」とする
- ・ 負担金額は
工事負担金と同額とする

	受益者負担	工事費
区域内	工事負担金	市負担
区域外	加入負担金	個人負担

■ 補助金制度について



「公共ます等設置事業補助金」とは

水洗化を促進し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため、区域外から新たに下水道に接続した場合、公共ますなどの設置費の一部を補助する制度。

補助金額	対象事業費の2分の1（上限100万円）
対象外	<ul style="list-style-type: none">・ 開発事業 （例）敷地面積1,000m²以上の工場、店舗 など・ 販売を目的とした建築物 （例）分譲住宅地、マンション など
関係法令	丹波市公共ます等設置事業補助金交付要綱

補助金制度の廃止

【下水道事業の転換期】

《これまで》

- ◆ 下水道の普及、水質の保全
- ◆ 管路の新規布設・処理場の建設



《これから》

- ◆ 老朽化施設の更新、コスト削減
- ◆ 保守・点検・調査、管更新、長寿命化

【丹波市の下水道接続率の推移】

(%)

R2	R3	R4	R5	R6
97.9	98.0	98.1	98.2	98.2

= 「普及促進」から「今あるものを守る」時代へ

補助の目的を達成したため、**制度を廃止する**（R9.3.31）